

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年1月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第52号

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を改正する
規則

京都市病院事業に係る病院及び診療所の管理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 内視鏡的大腸粘膜下層剝離術（厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年3月27日厚生労働省告示第129号）第2第78号に規定する内視鏡的大腸粘膜下層剝離術をいう。）に係る使用料 1回につき140,310円

附 則

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

(京都市立病院事務局医事課)